

JR連合 政策News

第237号

2013年6月17日

高速道路料金問題について国土交通大臣へ緊急要請！

地方路線や鉄道貨物への影響、本四高速問題など、
総合交通政策に立脚した施策の実施を強く求める！

JR連合は、6月17日、高速道路料金問題に関して太田国土交通大臣と会談を行い、総合交通政策の観点に立脚した料金施策を実施するよう緊急要請を実施した。今回の会談にはJR連合及びJR各7単組執行委員長が臨み、JR連合国会議員懇談会からは高木義明衆議院議員（会長）、三日月大造衆議院議員（事務局長）、小川淳也衆議院議員（事務局次長）が同行した。



現在高速道路施策を巡って国土交通省において議論が進められている。とりわけ利便増進事業として措置された料金割引原資が平成25年度末に枯渇する中、料金体系のあり方について制度設計が進められている。今月7日には国土幹線道路部会において中間答申が示され、今後国土交通省にて答申を踏まえた政策立案がなされるものと想定される。

JR連合は高速道路料金が鉄道を含めた公共交通に大きな影響を及ぼすことから、料金施策の実施にあたっては統合的（総合的）な視点から持続可能な交通体系の構築に立脚した制度とするよう、今回国土交通大臣に対して緊急要請を行ったものである。

冒頭坪井会長より、「私たち公共交通は国民の足として相互に補完し合い、総合的な交通網を維持している。その中で自動車交通は総合交通体系における主たる輸送手段であり、自動車交通に関する施策は他の交通手段のあり方を左右する。従って、高速道路を含めた自動車交通政策こそ総合交通政策の観点に立脚した適切な制度設計を行うべき。そうした視点に立った料金施策の実施を強く求める」と今回の要請の趣旨説明を行った。



その後 J R 西労組前田執行委員長が地方部路線に関わる料金設定の問題、とりわけ拡大する無料化区間への影響について指摘、続いて貨物鉄産労山崎執行委員長が物流におけるモーダルシフト推進の観点に立った料金施策の実施を求めた。更に J R 四国労組中濱執行委員長からは、本四高速料金が J R 四国に与える負の影響を踏まえたあるべき料金政策を求めるとともに、仮に影響が及んだ場合の公的支援のあり方について言及した。

それに対し太田国土交通大臣からは「皆さんの主張は理解した。高速道路料金施策は単に高速道路のみではなく、鉄道を含めた公共交通へ影響を及ぼすものであると理解している。頂いた意見を参考にしつつ、公共交通のあり方を十分踏まえた上で判断を行うこととしたい。」との見解が示された。

J R 連合は今後も総合交通政策の観点に基づいた合理性のある高速道路料金施策の実現に向けて、様々な取り組みを展開していく。

以 上

J R 連 合 発 第 3 8 号

2 0 1 3 年 6 月 1 7 日

国 土 交 通 大 臣 太 田 昭 宏 様

日 本 鉄 道 労 働 組 合 連 合 会 (J R 連 合)
会 長 坪 井 義 範

総 合 交 通 政 策 の 観 点 に 基 づ いた 高 速 道 路 に 関 わ る 要 請

政府の重責を担う、貴職の御奮闘に敬意を表します。また日頃より、私ども J R 連 合 の 運 動 に 御 支 援 賜 り、感 謝 申 し 上 げ ます。

J R 連 合 は、日 本 経 済 の 発 展 と 地 域 の 活 性 化 を 図 る べ く、総 合 交 通 体 系 を 構築し、交通の持続的発展を強く主張してきました。そうした中、昨年より御省において高速道路に関わる政策の見直しが検討され、さる6月7日には有識者会議において中間答申（案）が審議されるに至りました。

自動車交通は総合交通体系における主たる輸送手段であり、自動車交通に関する施策は他の交通手段のあり方を左右します。また、あらゆる交通手段は相互に補完し合い、使用者の用に供することによって、社会に貢献すべきものです。従って、高速道路を含めた自動車交通政策こそは総合交通政策の観点に立脚した適切な制度設計に基づく運用がなされるべきと考えます。

つきましては当該中間答申（案）に示された方向性を踏まえつつ、下記の通り要請を行いますので、是非ご検討いただきますよう、宜しく願いいたします。

記

1 高 速 道 路 料 金 の 取 り 扱 い

高速道路料金の設定に際しては、総合交通政策の観点から、他公共交通への影響度合いを十分勘案すること。なお、償還年限延長で捻出する原資は受益と負担の関係が歪となる料金割引の原資に充当しないこと。

2 地方部路線における料金設定

地方部路線の料金は他交通機関との健全な競争環境の維持という観点から普通区間と同じ料金設定とすること。併せて、新直轄方式により建設された区間については、無料開放せず、利用者から相応の料金を収受すること。

3 本四高速の取り扱い

本四高速等海峡部の料金設定については、他交通機関への影響を十分考慮し、適用を受ける割引をも踏まえた適正な料金設定を行うこと。

4 モーダルシフト政策と整合の取れた割引設定

大口多頻度割引その他の割引設定に際しては、国内物流におけるモーダルシフト化推進を図るべく、トラック、鉄道貨物、海運といった各交通機関の長所を活かせるような制度とすること。

5 鉄道に対する租税措置の取り扱い

高速道路会社に適用されている各種租税減免措置を踏まえ、鉄道事業をはじめとした交通機関に対して各種租税措置の一層の減免を図ること。併せて移動性償却資産に対する固定資産税減免を図ること。

6 他公共交通に対する公的支援の拡充

今後の高速道路施策により公共交通機関に影響が及ぶ場合は、健全な競争環境の維持の観点から、影響の度合いを十分勘案した公的支援を国が責任を持って措置すること。

以上